

東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 代表者 様

東京都福祉サービス評価推進機構
公益財団法人東京都福祉保健財団
福祉情報部長 渡部 裕代

福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める「必要なフォローアップ研修」
について（通知）

このことについて、令和5年3月7日付4財情報第2264号『福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める「必要なフォローアップ研修」について（通知）』により通知しているところですが、この度、下記のとおり定めましたので通知します。計画的な研修受講に向け、所属評価者へ周知してください。

なお、本通知の発出により、令和5年3月7日付4財情報第2264号『福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める「必要なフォローアップ研修」について（通知）』については廃止しますので、御留意ください。

記

1 「必要なフォローアップ研修」の種類

- (1) フォローアップ研修（共通コース）（以下「共通コース」という。）
- (2) フォローアップ研修（専門コース）（以下「専門コース」という。）

ただし、専門コースを受講する際には、当該年度の共通コース受講を必須とする。

2 受講頻度

- (1) 共通コースは毎年度受講すること。
- (2) 専門コースは評価者養成講習受講年度ごとに評価推進機構（以下「機構」という。）が別表に定める3年間に1回は受講すること。

3 未受講者の取扱い

未受講者については、福祉サービス第三者評価評価者名簿登載要領第5条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり評価者名簿から抹消する。

- (1) 共通コース・・・当該年度の4月1日付で抹消（遡及適用）
- (2) 専門コース・・・次年度の4月1日付で抹消

4 その他

評価活動の休止に伴うフォローアップ研修の受講免除等の取扱いは、「評価者の評価活動休止に

係る取扱要項」及び「フォローアップ研修の受講免除に係る取扱要項」の定めるところによる。

(別表)

【フォローアップ研修（専門コース）受講の3年間の区切り方】

機構は、フォローアップ研修（専門コース）受講の3年間の区切り方について、評価者養成講習の受講年度ごとに下表のとおり定める。

なお、該当期間内にフォローアップ研修（専門コース）を1回以上受講しなかった場合、福祉サービス第三者評価評価者名簿登載要領第5条第1項第3号の規定に基づき、評価者名簿から抹消されることになるので、計画的に受講するように留意すること。

評価者養成講習 修了者番号 (養成講習) (修了年度)	H02****, H03****, H04**** H07****, H10****, H13**** H16****, H19****, H22**** (H25****) 《平成 14,15,16,19,22,25,28, 31(令和元),4,7 年度》	H05****, H08****, H11**** H14****, H17****, H20**** H23**** 《平成 17,20,23,26,29, 令和 2,5 年度》	H06****, H09****, H12**** H15****, H18****, H21**** (H24****) 《平成 18,21,24,27,30, 令和 3,6 年度》
今期の区切り	令和 6 ~ 8 年度 (2024 年 4 月~2027 年 3 月)	令和 4 ~ 6 年度 (2022 年 4 月~2025 年 3 月)	令和 5 ~ 7 年度 (2023 年 4 月~2026 年 3 月)

(参考)

次期の区切り	令和 9 ~ 11 年度 (2027 年 4 月~2030 年 3 月)	令和 7 ~ 9 年度 (2025 年 4 月~2028 年 3 月)	令和 8 ~ 10 年度 (2026 年 4 月~2029 年 3 月)
--------	---	--	---

(留意事項)

各年度の評価者養成講習修了者については、評価者名簿への登載後、その翌年度の専門コースを受講したものと見做し、「次期の区切り」の期間内に1回以上、専門コースを受講しなければならない。

(例：評価者養成講習受講年度が令和5年度の評価者（H23から始まる者）において、令和6年度の専門コースは受講したものと見做す。)